

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による意見の聴取……………

……………（都市整備局市街地建築部調整課）…

公告

○開発行為に関する工事を完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

告示

●東京都告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十二項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年一月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和三年一月二十一日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇一会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 神奈川県小田原市栄町一丁目十四番四十八号
万葉倶楽部株式会社

建築敷地 江東区豊洲六丁目百一番一の一部

地域地区 工業地域、防火地域及び豊洲地区地区計画等

申請の概要

工事種別

新築
ホテル、公衆浴場、集会場、物品販売業を営む店舗、飲食店、診療所、事務所、児童福祉施設等、自動車車庫及び自転車駐車場

敷地面積 約一〇、八四一平方メートル

建築面積 約七、五七四平方メートル

延べ面積 約三四、六一九平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び一部木造

地上九階地下一階

高さ 四三・八〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十二項ただし書

公告

開発行為に関する工事を完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市もくせいの杜二丁目五 愛知県名古屋市中区泉一丁目二十三番二十二号
トヨタホーム株式会社

代表取締役 後藤 裕司

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

